

「液化石油ガス安全高度化計画2030」 の取組状況について 【報告】

2024年3月19日
経済産業省産業保安グループ^o
ガス安全室

1. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について

今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に公表した。

安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

実行計画(アクションプラン)

1. 消費者起因事故対策

- CO中毒事故防止対策
 - ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
 - ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
 - ・安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
 - ・安全な消費機器等の普及促進
 - ・周知等による保安意識の向上
 - ・誤開放防止対策の推進
 - ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
 - ・消費設備調査の高度化・リコール製品等への対応

2. 販売事業者起因事故対策

- 設備対策
 - ・供給管・配管の事故防止対策
 - ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
 - ・軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
 - ・他工事事故防止対策
 - ・質量販売に係る事故防止対策
 - ・バルク貯槽等の告示検査対応

3. 自然災害対策

- 地震・水害・雪害対策
 - ・災害に備えた体制構築
 - ・迅速な情報把握
 - ・容器の転倒・流出防止対策
 - ・雪害事故防止対策

4 保安基盤の整備

- 保安管理体制
 - ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
 - ・LPガス事業者等の義務の再確認等
 - ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
 - ・自主的な基準の維持・運用
- スマート保安の推進
 - ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
 - ・その他のスマート保安に関するアクションプラン

基本的方向

- ①事故分類ごとにおける対策の推進継続
- ②各主体の連携の維持・強化
- ③事業者等の保安人材の育成
- ④一般消費者等に対する安全教育・啓発

安全高度化指標

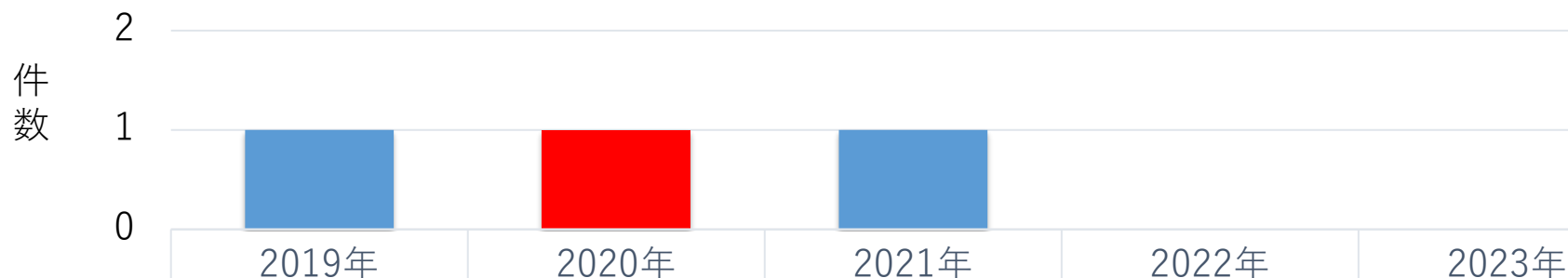
2030年時点(件/年)			
全体	死亡事故		0~1件未満
	傷害事故		25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満
		傷害事故	22件未満
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満
		傷害事故	3件未満
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	15件未満
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	10件未満
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	11件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	4件未満

達成状況や
リスクの変化に
応じた見直し

2. 液化石油ガス法における重大事故について

- 液化石油ガス法における重大事故（B級以上）は、過去 5 年間で3件発生している。
- 2022年～2023年は重大事故が発生していない。

<液化石油ガス法における重大事故の件数推移>



■ A級事故

0

1

0

0

0

■ B級事故

1

0

1

0

0

<備考>

・A級事故（液化石油ガス事故対応要領（令和4年6月）より）

LPガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

① 死者5名以上のもの、② 死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、①以外のもの、③ 死者及び負傷者（軽傷者含む）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの、④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね5億円以上）が生じたもの、⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロによるもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい（※1）と認められるもの」も要件。（※1：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

・B級事故（液化石油ガス事故対応要領（令和4年6月）より）

A級事故以外であって、LPガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

① 死者1名以上4名以下のもの、② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの、③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの、④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね1億円以上5億円未満）が生じたもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）について、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい（※2）と認められるもの」も要件。（※2：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

* 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

3. 安全高度化指標の達成状況

- 2023年の事故について、安全高度化指標に対する達成状況は、以下のとおり。

安全高度化指標の達成状況

			安全高度化指標 (2030年時点 [件/年])	2023年 事故発生状況 [件]	指標に対する達成状況
全体	死亡事故		0～1件未満	0	達成
	傷害事故		25件未満	27	未達成
販売形態別	体積販売	死亡事故	0～0.6件未満	0	達成
		傷害事故	22件未満	20	達成
	質量販売	死亡事故	0～0.4件未満	0	達成
		傷害事故	3件未満	7	未達成
起因者別 (注1)	消費者	死亡事故	0～0.2件未満	0	達成
		傷害事故	15件未満	18	未達成
	事業者	死亡事故	0～0.2件未満	0	達成
		傷害事故	5件未満	8	未達成
	その他	死亡事故	0～0.2件未満	0	達成
		傷害事故	5件未満	4	達成
場所別	住宅	死亡事故	0～0.2件未満	0	達成
		傷害事故	10件未満	10	未達成
	業務用施設	死亡事故	0～0.2件未満	0	達成
		傷害事故	11件未満	14	未達成
	その他	死亡事故	0～0.2件未満	0	達成
		傷害事故	4件未満	3	達成

(注1) 起因者別の事故件数は、「消費者及び事業者」が起因となった場合は、「消費者及び事業者」それぞれにカウントしているため、全体傷害事故件数とは一致しない。

(注2) 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

4. 消費者起因事故対策 CO中毒事故防止対策

LPガス安全高度化計画

CO中毒 事故防止対策

業務用施設等に対する
安全意識の向上のための
周知・啓発

業務用換気警報器・
CO警報器の設置促進

安全型機器及び設備の
開発普及

CO中毒事故連絡会議、関係省庁等への要請

- 2023年9月6日、第14回CO中毒事故連絡会議を開催し、CO中毒事故動向、普及啓発活動等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力要請を実施。
- また、病院内の厨房でのCO中毒事故の発生（2023年5月。軽症9名。都市ガス）他を踏まえ、病院内の厨房で働く事業者等を所管する「厚生労働省医政局 地域医療計画課医療関連サービス室」が今回新たに参加。

【参加省庁】

内閣府 消費者庁 消費者安全課
総務省 消防庁 予防課
文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付産業教育振興室
厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
厚生労働省 医政局 地域医療計画課医療関連サービス室
農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課
国土交通省 観光庁 観光産業課
経済産業省 製造産業局 産業機械課、生活製品課
商務・サービスグループ 消費・流通政策課
産業保安グループ 製品安全課、高圧ガス保安室、ガス安全室

- 2024年3月7日、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長に対し、「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について」の協力依頼文書を発出。内容は、塗装事業者等に対し、住宅塗装工事等において、養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がない等の協力を要請するもの。

◆ CO中毒事故防止に関する講習の実施

- 2023年12月～2024年2月、委託事業において、全国のLPガス販売事業者等に対してe-ラーニングを実施。
- 内容は、燃焼とCOの基礎知識（不完全燃焼とCO発生メカニズム、給排気の必要性等）、周知（業務用厨房での清掃とメンテナンス等）、安全装置（不完全燃焼防止装置）のある燃焼器への交換、業務用厨房での事故防止（厨房機器のチェックポイントと対策等）等。
- なお、前年度に行ったe-ラーニング講習において、終了後アンケート調査を行ったところ「大変参考になった」、「参考になった」が9割以上を占め、内容について評価されている。（今年度もアンケート調査実施。現在集計中）



e-ラーニング画面（ナレーション付き）
最後に理解度確認テストを終えて講習修了



保安業務ガイド等は経産省webよりダウンロード可
2023年度改訂版を掲載予定

5. 消費者起因事故対策 ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策 周知等

LPガス安全高度化計画

ガスの漏えいによる
爆発または火災
事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

周知等による保安意識
の向上

誤開放防止対策の推進

ガス警報器の機能の高度
化及び設置の促進等

消費設備調査の高度化

リコール製品等への対応

消費者への注意喚起

【国】

- 消費者等に対してガスの安全な使用等に関する広報活動を実施。CO中毒事故防止については、主に、換気（給気・排気）、設備の正しい使用、点検・メンテナンス、CO警報器設置等に関する周知を下記手法により展開。

1. リーフレット等による広報（リーフレットはHPに掲載）

- ・ ガス機器使用時の換気、ガス機器の正しい使用方法、ガス機器の清掃・定期メンテナンス、警報器の設置等

2. ホームページによる広報

- ・ 経済産業省産業保安HPに「我須野（がすの）一家の部屋」（都市ガス、LPガス）を掲載。ガスを安全に利用するためポイントや、災害時等の緊急時における対処方法など、消費者に対してガスの安全な使用について情報を提供。

3. その他の方法による広報

- ・ 政府広報
- ・ メルマガ等（食品衛生責任者向け周知の例）
- ・ イベントへの出展（こども霞が関見学デー 現地出展：2023/8/2、オンライン出展：2023/8月）

【都道府県】（例）

- ・ 県政ラジオ番組で、LPガスやガス機器の安全な使用について、注意喚起を行った。（栃木県）
- ・ 一般社団法人岡山県LPガス協会に委託し、消費者を対象に保安教室を実施（岡山県）

◆ 国による広報、注意喚起の例（リーフレット等による広報）

LPガス使用時のお願い

ガスが燃えるには新鮮な空気が必要です。換気(給気と排気)が不十分な状態で、ガス器具を使用すると、酸素が不足して、不完全な燃焼となり、有毒な一酸化炭素(CO)が発生し、中毒となる恐れがあります。

このシールは、厨房の見やすい場所にお貼りください。



↑業務用厨房の見やすいところ貼りつけて、調理スタッフに換気を促すシール。



◆ 食品衛生責任者向け周知（メルマガ等）

○厚生労働省・（公社）日本食品衛生協会協力の下、飲食店・食品製造業における食品衛生責任者に対し、ガスの安全使用に係る周知広報を実施。（経済産業省、日本ガス協会、日本コミュニティガス協会、全国LPガス協会）

○メルマガでは、火の使用時における換気、ガス機器の定期点検の実施、CO警報器の設置等についての注意喚起を実施。

- ## ・講習会におけるチラシの配布

総配布枚数：約2.8万枚（2024年1月末時点）

- ・メールマガジンによる周知

食品衛生メールマガジン第317号〔2023年11月27日〕
発行：公益社団法人日本食品衛生協会

6. 消費者起因事故対策 ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策 ガス警報器等

LPガス安全高度化計画

ガスの漏えいによる
爆発または火災
事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

周知等による保安意識
の向上

誤開放防止対策の推進

ガス警報器の機能の高度
化及び設置の促進等

消費設備調査の高度化

リコール製品等への対応

ガス警報器の設置促進についての周知・啓発活動

【国】

- ガス消費設備の使用者及び管理者に対して、CO中毒事故防止のため業務用換気警報器設置等の重要性について周知を実施。
- 関東監督部：関東液化石油ガス協議会主催の販売事業者等を対象とした研修会等（年5回）において、職員が講演を行い、事例等を紹介して保安意識の向上を図った。
- 九州監督部：庁舎内においてガス警報器に関するポスター掲示・パンフレット配布を行い、来庁者に対して広く周知・啓発した。

【都道府県・指定都市】

- 富山県：（一社）富山県エルピーガス協会主催の保安講習会（計4回開催）や事業者主催の勉強会での周知・啓発や、協会から会員事業者向けの文書・チラシなどを通じて、特に、業務用ガス警報器の確実な設置やガスメーター連動遮断の促進を図った。
- 山口県：県内の販売事業所の担当者を集めて開催する販売事業所保安講習会（10月）において、ガス警報器に関する内容を取り上げ、設置促進を呼びかけた。
- 岩手県、東京都、広島市、長崎県、熊本県、宮崎県：庁舎内においてガス警報器に関するポスターを掲示し、来庁者に対して広く周知・啓発した。

7. 販売事業者起因事故対策 その他事故防止対策①

LPガス安全高度化計画

その他事故防止対策

他工事事事故防止対策

質量販売に係る事故防止対策

バルク貯槽等の告示 検査対応

他工事事事故防止対策

- 2024年3月7日、経済産業省から関係省庁、関係業界に対して、「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」の協力要請文書を発出。特に建設工事事業者等に対しては、国土交通省及び厚生労働省を通じて、ガス事業者へガス管有無の事前照会をするとともに必要に応じて立会いを求めること、ガス管が埋設されている付近では火気や電動工具の使用を避けて特に慎重に手掘り等で作業すること、ガス臭い場合にはガス事業者へ速やかに連絡すること等を要請。
- 更なる他工事事事故防止対策について検討し、委託事業報告書をまとめた。来年度に通達等の改正に着手する予定。

項目	委託事業報告書の内容
契約終了後の速やかな撤去	バルク供給による場合については、撤去せずに放置した際の災害等の発生リスクに鑑み、できる限り撤去することが望ましいため、留意することとして、通達の改正案を取りまとめた。
一般消費者等への周知	掘削工事等があるときは、液化石油ガス販売事業者へあらかじめ連絡することとして、通達の改正案を取りまとめた。
埋設管の表示	供給管（貯蔵能力が三百キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限る。）を地盤面下に埋設する場合は、埋設部近傍に液化石油ガス又はLPガスと明瞭に表示することとして、液化石油ガス法施行規則の改正案を取りまとめた。

8. 販売事業者起因事故対策 その他事故防止対策②

LPガス安全高度化計画

その他事故防止対策

他工事事務事故防止対策

質量販売に係る事故
防止対策

バルク貯槽等の告示
検査対応

質量販売に係る制度改革

- 2022年7月、保安業務告示及び通達を一部改正し、質量販売されたLPガスを、キャンピングカー、キッチンカー等の消費設備により消費する一般消費者等が、質量販売緊急時対応講習を修了し、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、LPガス販売事業者によりその確認を受けた場合は、保安機関の体制についての規制を緩和することとし、当該一般消費者等を緊急時対応（30分ルール）（注）の対象から除くことを可能とした。
- 2023年1月より質量販売緊急時対応講習を開始。
- 現在、同講習の実施者は、イーエルジー（株）及び（公社）千葉県LPガス協会の2者。一般消費者等の受講ニーズに応じて、WEB講習、対面講習及び出張講習を実施。来年度は講習回数を増やす予定。

- ◇ イーエルジー（株）：<https://www.elg-inc.jp/>、
- ◇ （公社）千葉県LPガス協会：<https://www.chibalpg.or.jp/>

保安機関



①緊急時の連絡

②適切な指示・助言

出動



緊急時の所要の措置
バルブの閉止、容器の移動等

30分以内に到着し、所要の措置を行う

今回改正の追加事項
（一定の条件を満たした場合は
30分ルールから除く）



緊急時に所要の措置を消費者が自ら行う

緊急時対応に関する講習の課程を
修了し、緊急時に所要の措置を自ら
行うことについて、当該液化石油ガス
販売事業者の確認を受けた消費者

質量販売緊急時対応講習

科目
☐ 液化石油ガスの基礎（液化石油ガスの性質等）
☐ 各種設備の機能及び取扱い（容器、調整器、燃焼器、安全機器等）
☐ 緊急時の対処の方法（非常時の措置、損害賠償責任保険）
☐ 関係法令（液化石油ガス法、高圧ガス保安法）

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏 名 ○○ ○○
生年月日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における
質量販売緊急時対応講習を修了した
者であることを証明する。

写真

○年○月○日まで有効

○年○月○日

講習実施機関名

講習実施
機関の印

（注）30分ルール

- 1980年の静岡駅前地下街の爆発事故を契機に、液化石油ガス法において、LPガス販売事業者等に対し、緊急時対応として、一般消費者等の消費設備等には原則として30分以内に到着し、災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のための所要の措置を行うことができる体制の確保を求めたもの。

「質量販売」に係る事故の事例（2023年）

- キッチンカーや屋台など「質量販売」におけるLPガスの使用時に、容器交換時の調整器（注）の取付けが不十分であったこと、適切な容器の交換作業が行われなかったこと等により、漏えい・爆発・火災事故が発生し、負傷者を伴う傷害事故が7件発生。
- これら事故の事例を踏まえると、キッチンカーや屋台などで保安機関から駆け付け30分圏外でLPガスを使用する場合は、質量販売緊急時対応講習を受講し、緊急時の必要な措置を自らが適切に行うための知識を習得することが引き続き重要。

（注）調整器：容器（ボンベ）内の高圧のガスを、燃焼器等でできるように降圧させる装置。圧力を調整して燃焼機器類に供給することで、正常な燃焼を保つことができる。

◇ 事故の事例

【容器交換時の接続不備】

- イベント会場近くで営業中のキッチンカーで、容器交換時に元弁の締めが甘かったことからガスが漏えいして、調理場に出火。消火作業中に店員1名がやけど。

【調整器の接続不備】

- 公園内通路で営業中のキッチンカーで、容器交換時に容器と調整器の取り付けが不十分であったためガスが漏えいし、その状態で燃焼器に点火したため、漏えいしていたガスに引火し火災が発生。店員2名がやけど。

【器具コックの意図しない開放】

- 営業中のキッチンカーで、ガスこんろのコックが意図しない接触により解放。漏えいしたガスに引火・爆発。店員1名がやけど。当該キッチンカーのフロントガラスが損傷。

【こんろ点火時の作業ミス】

- イベント時の露店で、屋台用鋳物こんろのガスコックを開いた状態のまま数十秒間放置した後、点火棒で火をつけたため、こんろ付近に滞留した未燃ガスに引火し異常燃焼が発生。店員2名がやけど。

9. 自然災害対策（水害）

LPガス安全高度化計画

地震・水害・雪害対策

災害に備えた体制構築

迅速な情報把握

容器の転倒・流出
防止対策

雪害事故防止対策

水害対策等

- LPガス安全委員会において消費者向けリーフレット（水害時対応LPガス保安ガイド）を配布。
- 浸水のおそれのある地域（洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、1 m以上の浸水が想定されている地域）においては、2024年6月1日までに充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずることとしている。

水害時対応LPガス保安ガイド

警戒レベル4

避難指示で必ず避難

安全・安心にお使いいただくために
水害時の対応

警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を待ってはいけません！
警戒レベル5は、すでに災害が発生し避難ができない状況です。

警戒レベル	避難情報	避難指示
5	緊急安全確保	災害発生または切迫
4	避難指示	災害のおそれ高い
3	高齢者等避難	災害のおそれあり
2	大雨・洪水・高潮注意報	気象状況変化のおそれあり
1	早期注意情報	気象状況変化のおそれあり

「避難」には4つの行動があります。
普段からどう行動するか決めておきましょう！

行政が指定した避難場所への立退き避難
安全なホテル・旅館への立退き避難
親戚・知人宅への立退き避難
屋内安全確保

詳しくは、内閣府等が作成するチラシおよびホームページをご覧ください。

LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧いただけます。http://www.lpg.or.jp/ LPガス安全委員会

LPガス緊急時の連絡先	LPガス販売店名
連絡先 電話	
緊急時の連絡先は24時間対応しています。	

LPガス安全委員会 経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

避難するときは

- 器具箱、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブをすべて閉めてください。
- 日頃からLPガス設備の場所を確認しておきましょう。

閉める 閉める 閉める

ガスの元栓 メーターガス栓 容器バルブ

LPガス容器は

- 傾いたり流されたりしないよう、固定されているか確認してください。
- LPガス容器、バルブ、配管等に強度で飛散した物が当たらないよう対策してください。
- 浸水のおそれのある地域においては、くさりの二重掛け等によるLPガス容器流出防止対策が実施されています。お住まいの地域はLPガス販売店へ連絡してください。
- 流出したLPガス容器を見つけた場合は、絶対に近づけないでください。火気は絶対に近づけないでください。
- 流出したLPガス容器を見つけた場合は、最寄りのLPガス協会、消防または警察の外国に記録された所有者へ連絡してください。

くさりが二重掛けされているか確認

避難所での注意

LPガス販売店、避難所の管理者の指示を守ってください。

焼夷筒の使用は燃焼方法を間違えるとガスが漏れ出す恐れがあります。自身で作業はせず、LPガス販売店、避難所の管理者へ相談してください。

帰宅後は 被害にあった場合は点検を受けるまでガスは使用できません！
必ず「緊急時連絡先」か「LPガス販売店」に連絡してください。

- ガスメーター、調理器具、給湯器等のLPガス設備およびガス器具が浸水した場合は、水が引いた後でも配管等に水が溜まっていたり、損傷している恐れがあります。
- 給湯器が浸水した場合は、使用はせず販売店またはメーカーに点検を依頼してください。

LPガス設備の点検 漏れにさらわれた容器 浸水した配管

水害後は様々な臭いが発生し、ガスの臭いに気づかない場合があります。
LPガス設備の周辺では絶対に火気を使用しないでください。

LPガス安全委員会 2023.10

10. 自然災害対策（雪害）

LPガス安全高度化計画

地震・水害・雪害対策

災害に備えた体制構築

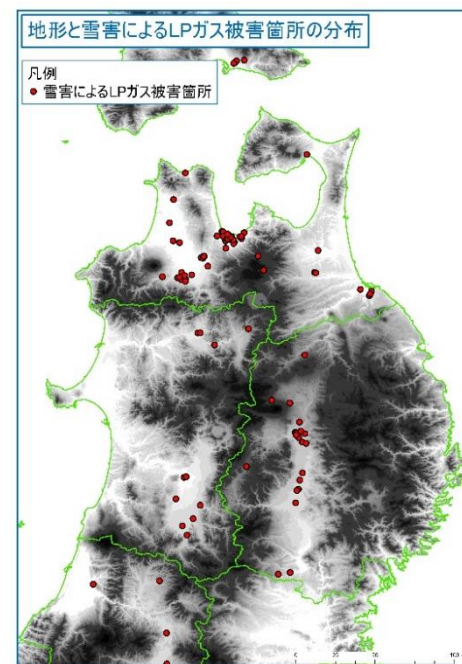
迅速な情報把握

容器の転倒・流出
防止対策

雪害事故防止対策

雪害対策等

- 落雪や雪下ろし、除雪による雪の影響で、調整器、ガスメータ周辺の配管等が損傷し、ガスが漏えいする事故の注意喚起を行うため、LPガス安全委員会において消費者向けリーフレット（雪害対応LPガス保安ガイド）を配布。
- また、2023年度、委託事業において、過去の雪害等に係る事故の分析を実施。雪害の発生場所を分析し、地形や気象現象との関係について、一定程度の法則性や地域毎の特性が明らかになった。この成果を災害予見性マップにまとめる作業を実施中。このマップは、事業者が供給設備等を設置する際の参考情報として、消費者への説明資料として活用していただくことを想定。



※令和4年度委託事業において作成

1 1. 保安基盤 保安管理体制

LPガス安全高度化計画

保安管理体制

経営者等の保安確保
に向けたコミットメント及び
保安レベルの自己評価

LPガス事業者等の
義務の再確認等

長期人材育成を踏まえた
保安教育の確実な実施

自主的な基準の
維持・運用

技術総括・保安審議官表彰等（自主保安活動の推進）

- 2023年10月26日、自主保安活動等の顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等への表彰を実施。
- 全国のLPガス販売事業者等が、自主保安活動自己診断チェックシートの各項目（保安方針、保安管理体制、保安業務、自然災害対策）により事業所単位で、自主保安活動を評価。
- 顕著な功績を挙げた販売事業者等に対し、厳正な審査を経た上で候補者を選定。毎年10月（LPガス消費者保安月間）の、「LPガス消費者保安推進大会」（LPガス安全委員会）において各表彰を実施。

2023年度受賞者数

<液化石油ガス消費者保安功績者表彰>

- ・技術総括・保安審議官優良表彰 15者
- ・技術総括・保安審議官優秀表彰 2者
- ・高圧ガス保安協会長表彰 18者
- ・LPガス安全委員会長表彰 12者
- ・LPガス安全委員会長特別顕彰 1者
- ・LPガス安全委員会長特別表彰 18者
- ・ガス警報器工業会リメイク運動表彰 20者

2023年度表彰ロゴ



※ 受賞者の推薦は毎年7月上旬までに本省所管事業者の場合は日本液化石油ガス協議会に、経済産業局・産業保安監督部所管事業者の場合は地域液協に、都道府県又は指定都市所管事業者の場合は都道府県LPガス協会に申告書を提出することで行う。

12. 保安基盤 保安管理体制 人材育成①

LPガス安全高度化計画

保安管理体制

経営者等の保安確保
に向けたコミットメント及び
保安レベルの自己評価

LPガス事業者等の
義務の再確認等

長期人材育成を踏まえた
保安教育の確実な実施

自主的な基準の
維持・運用

行政機関向け講習等（体制構築）

- 液化石油ガス法が改正され（2023年4月1日施行）、都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）が、政令指定都市の長に移譲された。
- 毎年開催の行政機関向け「液化石油ガス法研修」に加え、都道府県・政令指定都市を含む自治体、産業保安監督部及び経済産業省本省の実務担当者による地域別のブロック会議を開催し、法執行面に係る情報交換を実施。

1. 液化石油ガス法研修（毎年実施。監督部、都道府県、政令指定都市等が対象。）

- 2024年1月15日～18日対面・オンライン開催。2024年度も実施予定。

<講習の概要>	内容	講師	参加者
液化石油ガス法 研修 (毎年開催)	最近のLP行政動向、最近の事故動向、 法手続き、販売・保安業務の実態、供 給・消費設備等 ～知識・力量の向上	経産省、団体、 民間企業（販売事業 者、メーカー）	監督部、都道府 県、政令指定都 市、その他自治体

2. 液化石油ガス法ブロック会議（毎年実施。産業保安監督部毎に、自治体の担当者が集まり意見交換。）

- 北海道・東北：2023年8月7日開催
- 関東：2024年1月31日開催
- 中部：2023年8月2日開催
- 近畿：2023年7月27日開催
- 中国・四国：2023年7月13日開催
- 九州・沖縄：2023年8月30日開催

13. 保安基盤 保安管理体制 人材育成②

LPガス安全高度化計画

保安管理体制

経営者等の保安確保
に向けたコミットメント及び
保安レベルの自己評価

LPガス事業者等の
義務の再確認等

長期人材育成を踏まえた
保安教育の確実な実施

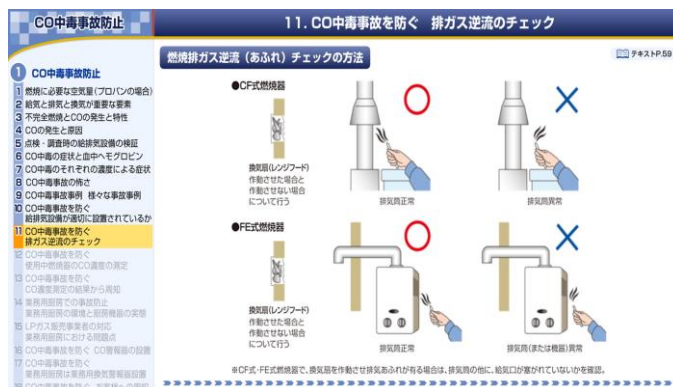
自主的な基準の
維持・運用

販売事業者等向け講習

- 販売・保安業務に欠かせない知識の獲得を到達目標とし、2023年12～2024年2月、全国の液化石油ガス販売事業者を対象にeラーニングによる講習を実施。また、小規模事業者を対象に、保安業務等の個別指導を実施。
- 2024年3月、保安業務ガイドについて、デジタル原則に伴う制度改正等の情報を加えて改訂予定。

eラーニング（4テーマ）

「法令指導」（販売事業等）、「保安業務指導」
「CO中毒事故防止」、「LPガス災害対策」



eラーニング画面（ナレーション付き）
最後に理解度確認テストを終えて講習修了



保安業務ガイド等は経産省webよりダウンロード可
2023年度改訂版を掲載予定

（参考）eラーニング講習の評価

- ・ 前年度に行った講習において、終了後アンケート調査を行ったところ、「大変参考になった」、「参考になった」が9割以上を占め、内容について評価されている。（今年度もアンケート調査実施。現在集計中）